

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく
緊急指定種の指定について

令和5年12月26日
環境省自然環境局
野生生物課
希少種保全推進室

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第5条第1項の規定に基づき、今般制定された「緊急指定種を指定する件」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

以上